

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

● バイオ燃料導入を政府として促進

○ 京都議定書目標達成計画

原油換算50万KLのバイオ燃料導入(2010年度)

○ 石油業界のほか、地産地消の様々な事業者による取組が存在

- ・ETBE混合ガソリン
- ・エタノールの直接混合ガソリン(E3)
- ・廃食油等を利用した脂肪酸メチルエステル混合軽油

- 不適正な品質のバイオ燃料混合ガソリン・軽油は、
 - ・自動車の故障の原因
 - ・大気汚染の原因(排ガス性状等)



高濃度アルコール含有ガソリン(規格不適合品)による火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油(規格不適合品)による固まり

法改正

バイオ燃料混合ガソリン・軽油の適正な品質を確保

安全・安心の確保、消費者保護
円滑なバイオ燃料の導入促進

改正案の概要

バイオ燃料が混和されたガソリンや軽油の適正な品質を確保するため、ガソリン・軽油にエタノール等を混和する事業者に対し以下の措置を講じる。

① 事前登録を義務付け

登録要件: 違反歴の有無

適切な混和を行い得る設備の有無

② 混合ガソリン・軽油の品質の確認を義務付け

